

情報システム開発等に係る入札参加者指名停止の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報システム課が所管する「情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会設置要綱」第3条第7項の規定に基づき、情報システム開発等の円滑かつ適正な履行を確保するため、競争入札の入札参加資格者に関する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この措置要領において、次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者 長崎県財務規則（昭和39年規則第23号）第2条第6号に規定する契約担任者をいう。
- (2) 有資格業者 「情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年3月22日長崎県告示第325号。以下「告示」という。）」に基づき決定された競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 措置要件 別表1及び別表2（以下「別表」という。）の左欄に掲げる措置要件をいう。
- (4) 指名停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、競争入札において入札に参加させない措置をいう。

(措置要件に該当する事実が発生した場合の報告)

第3条 契約担任者は、情報システムの開発等において、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の報告を受けたときは、情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会を招集し、報告された事実の発生について内容の確認の審査を行い、その認否を定めるものとする。
- 3 別表1の3の①から⑥に列挙する行為があった場合で、かつ、その行為が軽微である又はその理由がやむを得ないと認められるため、措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、契約担任者は当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の措置)

第4条 有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会の審査を経て、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する短期を下限とし長期を上限とする範囲内で、日により期間を定めることができる。
- 3 別表1第3号①から⑥まで列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき、又は別表2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。
- 4 前項の場合において、契約担任者は、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(下請負人に関する指名停止の措置)

第4条の2 情報システム開発等の請負契約において、前条第1項又は第2項の規定により

指名停止を行う場合、当該指名停止について責を負うべき有資格事業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、その責を負うべき内容が、別表1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。この場合、契約担任者は、必要があると認めるときは、当該下請負人に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

第5条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一の事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号の右欄に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍を上限として、期間の加算ができるものとする。

5 有資格業者が、告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表2各号に定める措置要件に該当するときは、第4条第1項及び第2項並びに前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間（最長36月）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

6 有資格業者が、告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

7 指名停止の期間中の有資格事業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

8 別表2第6号又は第8号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格事業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

9 指名停止の期間中の有資格事業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格事業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第5条の2 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県発注の事案において、有資格事業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号ア又は第6号から第8号までのいずれかに該当した場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号ア、第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号ア、第5号、第6号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者が悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(5) 県職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者が悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(指名停止の通知)

第6条 指名停止を行ったときは、直ちに当該有資格業者に対し、様式第1号により通知するものとする。

2 第5条第7項の規定により指名停止の期間を変更したときは、直ちに当該有資格事業者に対し様式第1号の2により通知するものとする。

3 第5条第9項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第1号の3により通知するものとする。

4 前各項の通知を行ったときは、直ちに、情報システムの開発等を所管する契約担当者に対し、それぞれ様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3により通知するものとする。

(指名の取消)

第7条 契約担任者は、前条第1項の規定に基づく同条第4項の通知を受けたときにその有

資格業者を現に指名しているときは、当該情報システム開発等の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格業者が第4条第1項及び第2項、第4条の2並びに第5条第1項から第8項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当該有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許等を要するシステムの開発等を発注する場合において、他に適当な有資格事業者がない場合にあってはこの限りでない。

(下請けの禁止)

第8条の2 契約担任者は、情報システム開発等の請負契約において、その全部若しくは一部を元請業者が下請をさせる場合、その相手方が指名停止の期間中の有資格事業者であるときは、これを承認しないものとする。

(運用)

第9条 この措置要領の運用にあたり、期間の計算については民法（明治29年法律第89号）の定めによる。

2 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成22年5月18日から適用する。

この要領は、平成23年9月29日から適用する。

この要領は、平成24年8月2日から適用する。

この要領は、平成28年6月17日から適用する。

この要領は、平成28年10月31日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表1 不正行為に基づく措置基準（第4条関係）

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者等の事故)</p> <p>2 県発注の情報システム開発等の契約担任者と締結した契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 県発注の情報システムの開発等に関して、契約及び契約の履行にあたり、契約に違反するなど、県の契約の相手方として不適当と認められるとき。（下記の行為があった場合に適用する。ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。）</p> <p>① 競争入札参加者心得（平成11年12月27日制定）に違反し、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>② 入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>③ 有資格業者の責により契約の解除を行った場合</p> <p>④ 落札したにもかかわらず契約を締結しなかった場合</p> <p>⑤ 契約を履行しない場合、又は納期に遅延した場合</p> <p>⑥ 過失により瑕疵のある成果品を納品したと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>

別表2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第4条関係）

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時情報システム開発等に関する契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>2週間以上2月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる情報システムの開発等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反した場合において、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 県が発注締結した場合</p> <p>イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>ウ 長崎県以外の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、情報システム開発等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為)</p> <p>6 県と締結した情報システムの開発等に関し、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合（有資格業者である個人、有資格業者である法</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>6月以上24月以内</p>

<p>人の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 次のア、イ又はウに掲げる情報システムの開発等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 県が発注締結した場合</p> <p>イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>ウ 長崎県以外の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>(重大な公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>8 県と締結した情報システムの開発等に関し、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし(ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。)、情報システム開発等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法(明治40年法律第45号)及び暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を言い渡され、情報システム開発等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
--	---